

市内建設工事登録業者各位

貝塚市都市政策部契約検査課

建設工事単価契約の導入について

平成28年度より市民の生活環境と一般交通の安全確保を図るため、即時性のある工事や繰り返し行われる小規模で点在する次の維持修繕工事について、単価契約を導入します。
詳しくは4月初旬に公表予定の「入札公告」をご確認ください。

①道路維持修繕工事（単価契約）

工事場所	貝塚市 市内一円 地内
工 期	契約日の翌日から平成29年3月31日まで
工事概要	舗装、道路構造物等の維持修繕工事
単価契約 参加資格要件	<p>(1) 貝塚市内に本店を有し、建設業法に定める「土木一式」かつ「とび・土工・コンクリート」かつ「舗装」工事に係る特定又は一般建設業の許可を得た者であって、貝塚市建設工事入札参加資格を得ていること。</p> <p>(2) 技術者等について次の条件を満たしていること。</p> <p>①建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1上欄に掲げる「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」に関する同法第7条第2号イ、ロ又はハ（主任技術者又は一般建設業の許可基準である営業所に設置する専任の技術者要件）に該当するものを1名以上と「舗装工事」に関する同法第7条第2号イ、ロ又はハ（主任技術者又は一般建設業の許可基準である営業所に設置する専任の技術者要件）に該当するものを1名以上の計2名以上直接雇用していることを証明できる者であること。なお、法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含むものとする。</p> <p>②常用労働者を2名以上直接雇用していることを証明できる者であること （①の技術者と兼務可とする。ただし、代表者又は事業主は含まない。）</p> <p>③常時3名以上の緊急連絡できる者を配置し、緊急連絡体制表を提出できる者であること。</p> <p>(3) バックハウ及びダンプトラック（積載重量2t以上）を所有又は1年以上の長期賃貸契約（リース会社）によりそれぞれ1台以上保有していることを証明できる者であること。 上記の重機及び運搬車両の運転資格者を有する者であること。</p>

②交通安全施設整備工事（単価契約）

工事場所	貝塚市 市内一円 地内
工 期	契約日の翌日から平成29年3月31日まで
工事概要	交通安全施設（カーブミラー、ガードレール、転落防止柵、道路区画線、グリーンベルト、縞鋼板等）の設置及び修繕工事
単価契約 参加資格要件	<p>(1) 貝塚市内に本店を有し、建設業法に定める「土木一式」かつ「とび・土工・コンクリート」工事に係る特定又は一般建設業の許可を得た者であって、貝塚市建設工事入札参加資格を得ていること。</p> <p>(2) 技術者等について次の条件を満たしていること。</p> <p>①建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1上欄に掲げる「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」、に関する同法第7条第2号イ、ロ又はハ（主任技術者又は一般建設業の許可基準である営業所に設置する専任の技術者要件）に該当するものを2名以上直接雇用していることを証明できる者であること。なお、法人である場合においてはこの事業主を含むものとする。</p> <p>②常用労働者を2名以上直接雇用していることを証明できる者であること。 （①の技術者と兼務可、ただし、代表者又は事業主は含まない。）</p> <p>③常時3名以上の緊急連絡できる者を配置し、緊急連絡体制表を提出できる者であること。</p> <p>(3)トラック又はダンプトラック（積載重量2t以上）を所有又は1年以上の長期賃貸契約（リース会社）によりそれぞれ1台以上保有していることを証明できる者であること。 上記の運搬車両の運転資格者を有する者であること。</p>

入札参加の制限

上記の①道路維持修繕工事（単価契約）と②交通安全施設整備工事（単価契約）のうち、いずれか1つの工事のみ落札することができる。

単価契約工事を落札した場合の土木一式工事、舗装工事等の一般競争又は希望型指名競争の入札参加制限（貝塚市入札実施要綱第24条の適用）は行わない。

契約単価の決定方法

単価契約は、各工種につき単価を定めて受注者と契約するものとする。

契約単価は、各工種について、下記の計算式により算出した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

$$\text{契約単価} = \text{設計単価} \times \text{落札金額（総価額）} \div \text{設計金額（総価額）}$$

（設計単価には経費を含みます。）

工事発注の方法

必要に応じ指示書を交付し、発注するものとする。